

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月28日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	桶川市	
4. 届出番号	11	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和2年2月1日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	23	
10. 保護評価書の名称	こども医療費の支給に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%A1%B6%E5%B7%9D%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=5&opn_date_from_day=31&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 桶川市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	桶川市こども医療費支給に関する条例(昭和48年桶川市条例第15号)によるこども医療費の支給に関する事務(以下「こども医療費支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	

③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第10の項 桶川市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年桶川市条例第15号)による子ども医療費の支給に関する事務(以下「子ども医療費支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	桶川市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年桶川市条例第15号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(子ども)が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの(保健の向上と福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		桶川市子ども医療費支給に関する条例 桶川市子ども医療費支給に関する条例施行規則